

第 1 8 次東京都消費生活対策審議会
第 9 回施策連携部会
議 事 録

平成 1 7 年 7 月 4 日 (月)

都庁第一本庁舎42階 特別会議室 B

午後 6 時00分開会

齋藤部会長 それでは、遅れていらっしゃる委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、第 9 回施策連絡部会を開催いたします。

本日は、7月22日の午前中に予定されております総会で、これまで審議してまいりました答申案をご承認いただくための、最後の部会になります。前回の部会では、都民意見を踏まえまして、さらに活発なご意見をちょうだいいたしました。それを踏まえて、本日もご提案させていただき答申案の修文等をしてあります。それに基づきまして、本日は最後の部会ということですので、総会にお諮りいただき答申案の内容を確定したいと思っております。

それでは、審議に入ってまいりたいと思いますが、前回の第 8 回の施策連携部会の議論を踏まえまして、修正等につきましてお手元に配付しております資料に基づきましてご説明をお願いしたいと思います。

まず、事務局から、変更点その他について、前回の部会の後の修文等につきましてご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

調整担当課長 それでは、私から説明させていただきます。

まず、参考資料ですが、前回、6月20日の部会の議事要旨を参考資料 1 として添付しておりますので、審議の上でご参照願います。

その上の資料が 2 点ありますが、まず資料 1 が現在の答申案でございます。これは、先週、委員の皆様にもメールでご送付したものと基本的には同じものでございます。前回の、部会の審議等を踏まえた、この間の文案の修正部分を中心に後ほどご説明させていただきます。

資料 2 は、前回の部会で提出しました都民意見の一覧について、答申案に追加・修正したもののだけでなく、主な都民意見については、都の考え方もあわせて掲載すべきであるというご意見を踏まえまして作成しました。前回までの答申には、答申文案に加筆修正されたものだけを掲載していましたが、今回初めて、主な意見に対する都の考え方も掲載しております。ただ、都の考え方については、最終確定ではなくて、現時点での部案を提出しております。今後、若干の微修正があるかもしれませんが、ご了承願います。

なお、直前までたたき台をつくっておりましたので、事前にメールで送れずに、きょう初めてご提出するものでございます。

それでは、それぞれの資料に入らせていただきます。資料 1 をご覧ください。

まず「目次」をお開きください。目次につきましては、図表のところが大きな変更点でありまして、付属資料の前についていた図表を、各施策の後に、例えば「消費者への教育啓発や情報提供の推進」の場合は、その内容が書かれている案文の直後、最初だと16ページに図表1をつけて、同様に、それぞれの図表を各施策分野の提言の後に付けるという形で資料をつけ替えさせていただいております。

前回なかった資料として、2の「不適正な事業者に対する監視や規制・指導を強化する取組み」という分野につきましても、1枚でわかりやすく図表を作成いたしまして、計3枚の図表をつけさせていただきました。

次に、14ページをご覧ください。前回部会の審議を踏まえまして、印の「学校における消費者教育を支援する情報提供の強化」の最後に、3行追加させていただいております。具体的には、「なお、財団法人消費者教育支援センターや消費者団体、弁護士会等の消費者教育を推進している団体との連携を十分に図って、消費者教育関連の教材・資料の内容充実等を図っていくことが望ましい。」という3行を追加させていただきました。

次に16ページをお開きください。これは、先ほどご説明した図1ですが、前回の審議の中で、関連部分に本文中のページを挿入してあります。これは他の2枚の図表も同様でございます。また、そのときのご指摘を踏まえて、左上になりますが、「中小企業従業員」を「企業従業員」に、それから、左側で、前は「小売店舗等の活用」となっていたところを、ちょっと長くなりましたが、「幅広い層が利用する小売店舗、病院、銀行、インターネット・サイト等の活用」と書かせていただきました。その上で、下の「事業者団体等」の中に括弧で「（流通、病院、銀行、IP事業者等）」という説明を加えさせていただきました。また、右下の「消費者教育・啓発活動を行っている団体等」の例示に消費者教育支援センターを追加しております。

そのページの右側、17ページで、これは簡単な修正で、真ん中あたりに二重線が引かれているかと思えますけれども、消費者団体訴訟制度の検討状況ということで、時点修正として、6月下旬に国民生活審議会の検討結果のとりまとめがあったことを踏まえて、ごく簡単に、従前は「国民生活審議会における検討を進めている」ということでしたが、「国民生活審議会の審議を踏まえ検討を進めている」と若干変えさせていただきました。

次に22ページでございます。これは、先ほどご説明しました新たに追加した表で、「不適正な事業者に対する監視や規制・指導を強化する取組み」ということで、各主体、関連団体になるべくわかるような形で、ページも含めて1枚にまとめさせていただいております。

す。

27ページをご覧ください。27ページも同じような図表で、これは、関連箇所のページを入れると同時に、右下の「関係機関・団体」の関連事業者団体の例示の中に、消費者関連専門家会議（ACAP）と日本ヒーブ協議会を例示として追加させていただいております。

なお、全体を通して、修正点ではありませんが、前回審議で行政の内部連携の強化についてのご議論がありまして、答申案における行政内部の連携強化に関連する記述については、6ページ以下5カ所にわたってご審議の参考として網かけをさせていただきました。3枚の図表すべてに内部連携の強化を記載して、一層の取組みを目指しております。

資料1については以上の修正点ですが、引き続き、資料2について簡単にご説明させていただきます。

資料2は、先ほどもご説明いたしました。答申に付属される添付資料として、従来添付していた都民意見の概要と答申への反映部分だけではなく、主な意見の中で、中間報告への評価・賛同や施策具体化への期待等のご意見を除いて、（それらについては対応する都の意見はお出していませんけれども）それらの意見に対応した都の考え方や、答申での対応等の記載が必要なものについては、今回追加して記載しております。全体で、集計表を除いて9ページでまとめさせていただきました。

これらについては一つずつの読み上げはいたしません。全体としては、中間報告への評価や施策具体化への期待に関する意見が一番多かったのですが、その他の主な意見としては、団体訴権適格消費者団体等を含めて消費者団体の支援を検討すべきという意見や、都は幅広い団体等と連携すべきという意見、条例改正を検討すべきという意見、都や各団体における人材養成が必要という意見等があります。その他、個々別々ですが、さまざまな意見がございました。

なお、答申案で追記・修文した意見については、都民意見への対応の箇所をゴシックにして強調させていただいております。

最初のご説明は以上でございます。

齋藤部会長 ありがとうございます。前回いろいろご意見をちょうだいしたわけですが、それを踏まえて答申案の内容を変更したところについてのご説明をいただきました。

今の変更点などを踏まえまして、お手元にあります資料1の答申案について、さらにご審議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

原委員 目次ですけれども、これまで余り丁寧に見ていなかったのですが、今、見て、

1点ですが、第1の1の(2)「基本法改正と都のこれまでの取組み」となっていますね。その上の(1)が「社会経済状況の変化と消費者保護基本法の改正」となっているので、消費者保護基本法の改正と読めなくもないのですが、新たに消費者基本法も去年制定されているので、「改正」を生かすのであれば「消費者保護基本法改正」と丁寧に書かれたほうがいいのかと思います。また、もう一步進めたという意味では、「消費者基本法制定と都のこれまでの取組み」という形で、誤解がないような形にしておいたほうがいいのかと思いました。

齋藤部会長 原委員としては、どちらが適切だとお考えですか。

原委員 私はやはり、「消費者基本法」という言葉をどこかにつけたほうがいいのかと思うので、私の感じとしては、「消費者基本法制定と都のこれまでの取組み」がいいのではないかと思います。

松本会長 多分、「制定」ではなくて「改正」なので、名前を変えたから。

原委員 ちょっとパッと見たときの感じで、何が一番いいと思っていたわけではないのですが。

齋藤部会長 表現が難しいんですね。特商法と訪販法と同じように、改正によって法律の名前まで変わっている場合、どういう叙述をしたらいいか。

原委員 そうすると、やはり「消費者保護基本法改正と都のこれまでの取組み」としたほうがいいですね。

齋藤部会長 というようなご意見ですけれども、今の会長のご指摘などを踏まえると、「消費者保護基本法の改正と」と明示しておいたほうが、一覧でわかりやすいのではないかというご意見です。

事務局は特にこの言葉にこだわっているわけではないですよ。説明の仕方が難しいから、どっちでも取れるようにということかもしれませんが、そうすると、かえって、今のような、今度は逆の受け取り方もされるので、明記したほうがいいのかというご意見のようですが。

ご異存なければ、今のような法律の改正による名前の変更ということを踏まえて、もとのままの名前の改正としたほうがよければ、もちろん、項目も変えなければいけないので、目次は項目をそのまま抜き出しているようですので、目次のところを「消費者保護基本法改正と都のこれまでの取組み」と直すとすると、2ページの第1の1の(2)の項目も同じように「消費者保護基本法改正と」と直さないといけないですね。

よろしいですか。ご異存なければ、そのように修文することにしたいと思います。

ほかにご意見、ご指摘はございますか。

細川専門員 私、初めは、「施策連携部会」に加わってもらおうと言われたときに、意味がわかりませんでした。「施策連携」は別にこなれた言葉ではないし、何もなくてただ「施策」と出てきて、施策連携とは何のことかなと思ったことを今思い出しました。

そういう意味で言うと、4ページで急に「施策連携」が出てきて、「政策の連携」ぐらいならわかるけど、どうでしょうか、「施策連携」という言葉は少しどこかで説明してから使わないと。我々は当たり前前に思っていて、この部会が「施策連携部会」なのでここでも使っていますけれども、一般の人が急に「施策連携」と言われて、予想はつきますけど、ちょっとわかりにくい言葉かなという感じがします。

齋藤部会長 その点は、読んでいくとだんだんわかっていくという感じですね。

細川専門員 ええ。ただ、4ページの2で「施策連携の現状と課題」と急に出てきていて、わりとそういう説明もないし。別にこだわりませんが、もう少しわかりやすいほうがいいかなと思いました。

齋藤部会長 それも難しいことで、連携施策か施策連携ということは部会でも議論になったと思いますが、先に定義してから読むというのもなかなか難しいところがあって、読んでいくと何となくわかる場所もあって、ちょっと悩ましいのですが。

その点についてのご意見はほかにかがでしょうか。

むしろ、従前からカチツとした範疇があって、それを取り扱いましようというよりは、新しい手法なので、こういうやり方をまず考えていきましょうと。それについては、施策連携もしくは連携施策はこんなものですよということをだんだん説明していくのが、そもそもこの答申の目指しているところのような気もするので、余り先に定義を置いてしまうのもどうかという印象も持ちますが、いかがでしょうか。

佐野委員 4ページの上の(4)で「行政主導から」ということが書かれているので、読んでくれば何となくわかるような気もしますけど。

齋藤部会長 我々はずうっとこれについて議論しているので、素直にそのとおりに読んでしまうのでしようけれども、確かに、初めてこれをお読みになったときにそう理解していただければ、それはそれでいいのかもしれませんが、その点はどうでしょうか。視点を変えてみたり、余り予備知識を持たずに読んでみて、そのように理解していただければ、これでもいいかなという感じがしますが、やはりわかりづらいということであれば、少し

説明をつけ加える等の工夫が必要かと思えます。

かかっていると手前みそになってしまって、いけないのかもしれませんが。

細川専門員 ほかに特に意見もなければ、別にこだわるわけではありません。

齋藤部会長 この点にこだわった都民意見はなかったように記憶しています。

松本会長 多分、4ページの(4)のところで初めて「施策連携」という言葉が出てくるのでしょうが、その第3パラグラフに、「様々な主体との協働、連携による取組み」とありますが、定義するとすればこれでしょうね。環境教育やまちづくりでうまくいっている部分を消費者のほうにも生かせないかと。

齋藤部会長 ただ、さっきもありましたように、この答申で言う施策連携とはこうであるという定義を書くのも少し。

松本会長 定義してやるものではないでしょうね。そうすると、狭くなってしまいますね。

齋藤部会長 佐野委員もご指摘のように、読んでくれば何となく、今のようなところで、こういう内容だと理解していただけるかなという感じを持ちますが、細川委員が特にそこはもう一回考えろということであれば、皆さんのお知恵もまたいただきますけれども。

細川専門員 いや、いいです。

齋藤部会長 では、そこは一応原案どおりということでご理解いただいたことにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

発言のついでで、細川委員が、庁内連携をもう少しちゃんとできているのかというご指摘がありましたが、それに関連して何かご発言がございますか。

細川専門員 せっかく、「カモになるかも」みたいなものも今貼ってあって、ああいうこともやっているのに、その隣で悪徳商法の広告をたれ流していたのでは、ちょっとという感じがしますので、むしろ、広告局とかでもう少し何か。あるいは、メコニスの端末はほかでは検索できないようになっているのでしょうか。もう少し何か活用できたらいいと思います。

齋藤部会長 そこは、実際はどうなのでしょう。例えば、交通局が都バスや地下鉄の広告を受けますよね。その際に、例えば広告審査基準の中で、少なくとも消費生活センターに問い合わせなり、こういう業者は何か問題はないですかという確認をして、何か問題があった場合には別途また検討するとか、そういうことにはなっていないのでしょうか。

消費生活総合センター所長 今の状況を申し上げますと、大前提として、相談情報については、相談者からの申し出によって形成されており、必ずしも消費生活センターがその内容を確認しているものばかりではありません。あと、他者の誹謗とか信用棄損等の不正な目的に使用させることのないようにということを念頭に置きながら、庁内においては内部基準をつくりまして情報提供をしております。

今回も交通局の都バスの問題が毎日新聞の夕刊に載りまして、皆さんもご存じかもしれませんが、ほかのことなら消費者センターに問い合わせているけれども、住宅リフォームのことは、当時はそんなに意識していなかったので問い合わせるのを忘れてしまったというような内容の記事になっていますけれども、実際に交通局等から来れば、受動的ではありますがけれども、情報提供をしているというのが実態です。

齋藤部会長 ほかに例がありまして、私がもう10年ぐらいずっとやっていた掃除のフランチャイズチェーンについても、都の地下鉄の吊り広告をずっと出していました。申し入れをしたりはしているのですが、現業のレベルは対応がちょっと違うという印象を持っています。だから、あのリフォームだけではなくて、片方では注意喚起をしておきながら、片方では業者の広告が出ているというのは、もう少しその辺の対応を、せっかくこの答申ですから、これを実現する上での方策もしくは考え方として何か一工夫いただけるといいのかなという印象を持ちますが、その点はいかがでしょうか。

消費生活総合センター所長 今すぐに、こういうことならばできるのではないかということには思いつかないのですが、実は、この情報提供は、やはり相手を考えた、対象を考えた情報提供をやっていかないと結構混乱するのではないかと考えています。一般の消費者の方、マスコミの方、法律に基づいて警察や弁護士会からの要請の場合、事業者個別ではなくて事業者団体であればどうかとか、それから、行政機関、都庁内部だったらどうかということで、実際にはそうした対象をよく考えて、どこまで情報を提供できるのかということの内規を持ってっております。

それを今度さらにどうやっていくかということは、今すぐには思いつかないのですが、実際にこうやって、交通局とか、そのほかにも広告宣伝をやっているところが、自分のところに来たものを照会することを忘れているとこのようなことになるので、せめてそうしたところに、消費生活センターはこういう連携をして情報等がありますよというぐらいの話をしていくことはできるのかなという気がします。

消費生活部長 一つは、18ページにも書いてありますように、大きな問題としては、消

費者団体訴訟の訴権団体への情報提供も、はっきり言えば、事業者名のない情報を提供してもしようがないので、これについて踏み込もうかという趣旨が裏にあると思いますので、これに向けて、今の情報提供の内規も検討していかなければいけない中で、いろいろな問題を処理していかなければいけないと思っております。

今もセンター所長から出ていましたように、公表して悪用されるという問題を抱えている中で、身内だからといって、例えば交通局等に積極的に情報を出すとすると、対外的なものと内部とのバランスがおかしいのではないかといろいろな問題が出るかと思っておりますので、そうしたことは時間をかけて検討して、今よりも少し踏み込んだものを、少なくとも訴権団体のように公益目的を持っていらっしゃるところには、どういう条件でどうだとか、いろいろと条件をつけて出していかなければいけないと。

基本的には、悪用されることがないようにという配慮をどこまできちんと担保するかということだと思いますが、答申をいただいた後の今後の検討を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

齋藤部会長 これの実際の施策の実現の過程でのご配慮の問題だと考えていいと思いますが。

消費生活部長 ついでに、新聞記事では、その前に、行政指導あるいは処分との連携がとれていないという批判がされておりますが、公表しないという前提の下で行っている行政指導ですので、あくまでも行政指導の範囲で対処している限りは、基本的には一般にオープンにすることは想定していません。

それから、処分であれば、当然、手続的にも公表するための、弁明の機会の付与という手続きをとっておりますので、処分としての対処を早くやって積極的に公表するという、そういう運用の問題はあろうかと思えます。ただ、行政指導は、手軽にできるという面があり、それはそれで多くの事業者指導ができますので、任意に従っていただければ、それは消費者にとっては大変メリットがあります。処分となれば、相手方も構えますので、極めてわずかな案件しか対応できないということで、大量の事業者の不適正取引について抑制をかけるのに、トータルでどういう形がよいのかということが問題になります。現在は、多数の不適正取引事業者の抑止に有効な行政指導を、とりあえずたくさんやるという考えです。その中から、言うことを聞いていただけないところを、次の段階として、行政処分ということで公表させていただいております。それでもというときには、営業停止とかいうことになってますが、現在のところ、そこまで必要がなかったということでございます。

齋藤部会長 後先になりましたけど、答申の内容を、今の点の問題を踏まえて、特に書き直す必要があるということであれば、ぜひご意見をいただきたいと思います。

細川専門員、どうですか。

細川専門員 書き直す必要はないと思います。ただ、もう少し内部でチェックをして、危ないところの広告は受けないというだけの話だと思いますので、それを公表とか営業上の不利益の処分というわけではないですから、そこはもう少しやれないものですか。例えば、そこで、東京都交通局がこの広告は受けませんといったときに、そこに説明義務は生じるものですか。これこれこうだからと説明しないとそれを受けないと。受けないことに対して、向こうが不利益の処分だということで訴訟を起こすということがあり得ますか。

原委員 私は金融広告の調査を5年ぐらいやっています。自主的な規制がどこまでかけられているかという、例えば新聞であれば新聞協会が自分たちで自主規制を持っていて、それから各媒体である朝日とか日経も、それぞれ自分たちの自主ルールを設けていて、それに合致しないものは掲載しないということをおやりになっていらっしゃるの、そういう仕組みのことを細川委員はおっしゃっていらっしゃると思います。公表となると、確かに、非常に積極的なこちら側の意思ということになりますけれども、出されている広告を出しているところも問題ですが、媒体、ネットもそうですが、プロバイダーの責務とか媒体を提供しているところの責務ということを見ると、最低限の自主的な規制が考えられるのではないかと思います。

すぐにということではないですが、そういうこともぜひ検討していただけたらと思います。

齋藤部会長 広告を受けないからといって、それは行政処分ではないので、その問題ではないでしょうけど、余り差別的な取り扱いをすると、今度は別の法律論になってくるということがあります。

企画調整課長 実は、本日、交通局と打ち合わせをしまして、その中でも、交通局としてもそういう違法といいますか、悪徳業者みたいなところの広告を載せることはまずいという認識はしてまして、私どもと交通局とでどのような連携ができるかについて話し合おうと考えております。

今の段階で、具体的にこうしますとは言えないのですが、何らかの情報のやりとりをして、交通局としても、都としてまずい業者については排斥していこうという形で今進んでいるところですので、また内容がわかり次第お話しできるのかなと思っております。

細川専門員 人事交流などでもいいと思います。というのは、今回ひどいと思ったのは、僕は半年ぐらい前に、関東市民何々相談協会とか何とか、いかにも弁護士法違反のようなあやしいところで、無料と言いながらフリーダイヤルなんですよ。常識で考えてあやしいなと思うものが平気で出てきていること自体がおかしいと思ったものですから、もう少し消費者の視点を持った人が、広告審査とかに携わるような体制がつかれるのではないかと、いう感じがしたものですから。

企画調整課長 あくまでも向こうも企業ということで考えていますので。ただ、そうはいっても都の一部ですので、都の施策に反するようなことはまずいという認識は十分持っていますので、そこら辺は十分、向こうに言っていきたいと思います。

平野委員 スポーツ新聞に整理屋の広告が載っていて、引っかかった被害者がスポーツ新聞に対して賠償請求したという訴訟があります。それは、調査までは必要ないけど、容易に知り得た場合には責任があると見ていますから、簡単に知り得た場合だと責任が出てくる可能性があるので、注意したほうがいいです。

齋藤部会長 今のご答弁にもありましたように、この答申の趣旨をきちんと実現していただくには、ぜひ積極的に取り組んでいただく必要があると思いますので、これが採択されましたら、ぜひ実現に向けて努力いただきたいと思います。

ほかの点でいかがでしょうか。

原委員 今回新たに追加された22ページの図ですが、何らかの判断基準を持たれてこのようにしましたということでしたら、その説明をお受けしたいですし、考えていただけるのであれば検討していただきたいと思うことがあります。上の団体訴権適格消費者団体と民間の相談・あっせん等を行う団体に情報提供の話が出ていますが、民間の相談・あっせん等を行う団体とはどこかということの例示ができないのかと思いました。本文を見たのですが、17ページの下から2行目に、「民間の相談・あっせん等を行う団体には」と書かれていて、ここにも特に例示がないので、例えば消費者教育のところなどではたくさんの例示を挙げていらっしゃるのですが、ここも、例えばPLセンターなど、金融関係の相談・あっせんを行っているところか、どこか意識なされたと思いますので、例示ができないかなということがあります。

それから、右側にあります民間自主規制機関ですが、JAROが書かれていて、「等」と書かれているのでほかにもいろいろ入ると思いますが、18ページの本文の中には公正取引協議会が出ていますので、2つぐらいは例示として挙げられたほうがいいかなと思いま

した。いかが判断をなさったのでしょうか。

どちらも例示を増やしたほうがわかりやすいのではないかとことです。

副参事（特別機動調査担当） ここで特に事例を挙げていないのは、この答申を受けてから、今後、想定される団体に話を持ちかけようと思っています。この段階ではまだ伝えておりませんので、あえて載せてありません。

原委員 それは両方ともですか。民間の相談・あっせん等を行う団体も、民間自主規制機関のほうも、両方ともそういう判断ですか。J A R Oとはもう相談ができているということですね。

取引指導課長 そこらについては、今、J A R Oと相談を進めておりまして、ある程度ははっきり書ける部分。それから、厳密に言いますと、新聞広告協会とか、媒体別の自主規制機関もありますが、J A R Oの場合はすべてに関係なくやるということで、少し性格が違うので、代表を載せたということで、本文の中で、そうした各媒体別のという文章があるので、そこを今、この段階でどこと特定しないほうが、私どもとしては今後進めていくときになるべく幅広くやりたいと思っているものですから、できればここは、話を進めている部分ということで、今、大畑から話があったことと同じように、これから具体的な施策を進めていくところで、はっきり打ち出しているところということで考えております。

原委員 もう1点。公正取引協議会連合会というところがあって、公正取引協議会はたしか80ぐらいあると思いますが、その連合体組織で、ここは、こういった広告のあたりとかA D Rのあたりとか、少し拡充していきたいということで、去年、一昨年あたりから積極的に内部で検討も進められたりもしていますので、個別の協議会ではなくて、連合会といったあたりとも連携をとってみられたらいいのではないかと思います。

取引指導課長 今のお話で、各公取協さんの場合は業界ごとになっていて、確かに連合体がありますので、私どももそこに窓口になっていただいて、各公取協さんが自主規制の規約等をつくっていますのでそうした連携をするのですが、まだどちらかといえば、媒体にはいろいろなジャンルが入りますので、そちらを最優先で進めていこうと。こちらについては、本文の中でも、業界ごとの公正取引協議会や連合体のほうは、アウトサイダーと申しますか、会員と会員ではないところの差がはっきりしているものですから、私どもも手を組むには一定の距離をおいたほうが、現段階においてはよろしいのかなということで、決してそこもパートナーとして考えられないわけではないのですが、今回の答申の中ではここまでで、宿題としては当然考えていきたいと思っております。

齋藤部会長 趣旨は今のようなご説明ですが、よろしいでしょうか。

原委員 はい。

齋藤部会長 ほかにいかがですか。

なければ、形式ですけれども、せっかく図を入れていただいて、後ろにまとめてついていると横でもいいのですが、本文の中に入れ込むと何となく違和感があって、A3判にして織り込んだほうが格好いいかなという感じがします。大した問題ではないですが。

それから、見ればわかるでしょうけど、「P.6」とか「P.19」とか書いてありますけど、これはページ数だという注意書きまでは要らないでしょうか。本文中の関連箇所のページであるとか、レファレンスをしておいたほうがいいかなという感じがしますけど。

調整担当課長 わかりました。

齋藤部会長 ほかにいかがですか。

先ほど直したところで、17ページのところは、審議会としては結論が出たと理解しているものでしょうか。

松本会長 審議会としては了承ですから。あとは政府内部の法案づくり。

齋藤部会長 そうすると、「審議を踏まえ」ではなくて「審議の経過と結果を踏まえ」とか、そういう言葉のほうがいいのではないのでしょうか。「審議」とすると、まだ続いているみたいな感じですから。もう一応の結論が出たということがあってこう直したのであれば、「審議の経過と結果」もしくは「審議の結果」ですかね。「審議会の報告書を踏まえ」でもいいですけど。「審議を踏まえ」だと、まだ続いている結論が出ていないような受け取り方になってしまって。結論が出たことでここを修正したのであれば、出た結論を踏まえて検討しているというのが事実に近いでしょうから。

どうしますか。「審議の結果を踏まえ」か、「審議会の報告を踏まえ」とか。

松本会長 「報告を踏まえ」とか。

齋藤部会長 では、「国民生活審議会の報告を踏まえ」とすれば、はっきりするのではないのでしょうか。

消費生活部長 「報告」ですね。

齋藤部会長 はい。

ほかの点についてはいかがでしょうか。

平野委員 3つの図で、網かけがある主体と、網かけがない主体があるのですが、これはどういう基準で網かけされていたり、されていなかったりするのでしょうか。重要な部

分に網かけしたと理解してよろしいですか。

松本会長 重要な部分というよりも、体裁でしょう。

平野委員 例えば、図1の「大学」には網かけしていないけど、図2は「大学」に網かけしていますが。

齋藤部会長 見た目だけですか。特に何か考えがあるわけではないんですね。

調整担当課長 見やすさですね。図1は消費者を中心に置いて、消費者への教育が一番の目的であるということを示しただけで、個別のものを、媒体のところを全部網かけにすると見づらくなるのかなと。その場合、都だけを強調して網かけするというのもまずいのかなということで、今のところは消費者だけに網かけにしています。その程度の理由で、深い理由はありませんが、何かご指摘があればと思います。

消費生活部長 ましてや横断的なルールはありませんので。

齋藤部会長 確かに、細かく見ていくと、図3は都のところは網かけになっているけど、図1はなっていないとか。

松本会長 見栄えの感じですね。

齋藤部会長 図2も、都が入っているところの大きな枠は網かけがあるけど、図1のほうはないとか。ちょっと気になると気になりだしますね。

平野委員 図2と図3には、白抜き矢印と黒矢印の2つがありますが、どういう意味があるのですか？

松本会長 白矢印と黒矢印というのもありますね。

調整担当課長 双方向か片方向かという意味があります。図1と図2で矢印の統一性がないのは確かで、図2に合わせて、双方向は白抜きにいたしましょうか。

齋藤部会長 作成者が違うので、趣味が違うということでしょうか。もし、統一できるのであれば、少し合わせたほうが、全体的な印象はよくなるかもしれません。中身がそれによって大きく変わることはないでしょうけど。

調整担当課長 わかりました。

齋藤部会長 今の網かけも含めて、片方が入っているけど片方は入らないとか、その辺、美的感覚も損なわないように、そこの調整をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

細川専門員 ちょうど高齢者のリフォームの問題が起きて、かなり社会問題になって、かなり動いていますよね。内閣府が全国で啓発をやるとか。あれをきっかけに、もし内閣

府から依頼があって東京都が何をやるのか、何か新しいものを構築するようなことがあれば、こういう中に入れられるものは入れ込んでもいいのかなと思います。あるいは、東京都で独自に検討しているものがあれば、あれはまさに福祉関連との連携の話になりますよね。

企画調整課長 介護事業者との連携事業の具体化の中で、今検討しているところであります。この答申を受けて事業を具体化していこうということで検討しています。

いずれにしても、事業の具体化は当然考えていって、連携したものでやっていきたいと思っております。

齋藤部会長 ということで、だいが集中して委員の皆様方にご努力をいただきましたので、当初考えていたものよりも中身がだいが充実してきたと思います。

まだ時間がありますので、ぜひこれだけは指摘しておきたいとか、ここは直していきたいということがあれば、引き続きご意見を賜りますけれども、かなりご議論もいただきましたので、本日ご発言があったところは、修正ができるものはしていただくとして、この内容で、総会に対する答申案として提案するというご了解いただければ、部会の案としてまとめたいと思っておりますが。

よろしければ、一応、これまでのご議論で施策連携部会としての答申案についてご承認いただいたことにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

齋藤部会長 本日いただきましたご意見は、お化粧の点も含めて、できるものは直していただいて、最終的に総会にかけるとしてご準備いただければと思います。

時間は早いですが、皆様方のご協力をいただきまして、最終の答申案をまとめることができました。一応、これで審議は終わりますけれども、その他事務局よりご連絡事項等があればお願いします。

消費生活部長 私から一言御礼申し上げさせていただきます。

この施策連携部会につきましては、報告書案の後ろのほうに、既に審議の経過に記載してありますように、何度もご議論をいただきまして、また、夜遅くまでご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。この後は総会ということでがんばりたいと思っております。

なお、15ページにありますように、今の高齢者問題等に対応するようなものについては、既に中間報告の段階でアピールいたしまして、もう反響を呼んでおります。国でも似たよ

うな動きが出ておりますけれども、最終報告をいただいた後には、さらに実施に向けてがんばりたいと思っておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

部会検討をどうもありがとうございました。

齋藤部会長 どうもご苦勞さまでした。

ほかに事務局から連絡事項がありますか。

事務局 それでは、次回の日程ですが、7月22日の金曜日、午前10時から、このフロアのA会議室で総会を予定しております。開催通知は後日また郵送でお送りいたしますので、出欠のご返事と、もしご欠席の場合には委任状の返送をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

齋藤部会長 昨年来、大変ご多忙のところを、委員の皆様方にはご協力とご努力をいただきまして、ありがとうございました。おかげさまで最終の答申案を総会にかけることができる段階まで至りました。部会長としてはいたらないところもたくさんありましたけれども、皆様方のご協力の賜物と思っております。

それから、事務局もいろいろとお忙しい中でお手数をおかけしまして、その結果、ここまで来たということもあると思ひます。本当にどうもお疲れさまでした。

時間は早いですが、これで第9回の施策連携部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後6時54分閉会